

◇不在者投票

○指定病院等で不在者投票をする場合

県選挙管理委員会が指定する病院や施設に入院・入所中の方はその施設内で投票ができます。

○滞在地で不在者投票をする場合

投票日に仕事、学業などで遠隔地に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

①本人が選管に投票用紙を請求してください。告示日前でも請求することができます。(請求の用紙は選管でお渡ししますが鏡野町ホームページ (<http://www.town.kagamino.lg.jp/>) からダウンロードできます。)

②選管から請求書に記載された住所に投票用紙一式を郵送します。

③滞在先の選挙管理委員会で投票します。

④投票をした選挙管理委員会から、鏡野町選管に投票用紙が郵送されます。

到着日が投票日を過ぎると無効になります。郵送の日数がかかるのでお早めに手続きをしてください。

○郵便などで不在者投票をする場合

身体障害者手帳の交付を受けている人で、障害の程度が一定の要件を満たす方や、介護保険法上の要介護者で、要介護状態認定区分が要介護5である方については、自宅で投票を行うことができる制度があります。この場合、前もって郵便投票証明書の交付申請を行い、「郵便投票証明書」の交付を受けていることが必要です。

不在者投票について、ご不明な点は選挙管理委員会事務局へおたずねください。

◇投票できる人

このたびの選挙で投票できるのは、平成元年3月30日までに生まれ、平成20年12月23日以前から鏡野町に住んでいる選挙人名簿に登録されている方で、欠格事由(成年被後見人及び禁固以上の刑を受け執行中の者等)に該当しない方です。

ただし、投票日の前日までに鏡野町以外の市町村へ転出された方は投票することができません。

◇開票

日時 3月29日(日) 午後7時30分から
場所 鏡野町町民センター 大集会議室

◇選挙についてのお問い合わせ

- 鏡野町役場内選挙管理委員会事務局 ☎0868-54-2111
- 奥津振興センター地域振興課 ☎0868-52-2211
- 上齋原振興センター地域振興課 ☎0868-44-2111
- 富振興センター地域振興課 ☎0867-57-2111

